

(案)

## 平成30年度 遠賀川河川事務所管内における災害時 等応急対策工事（排水ポンプ設備）に関する基本協定

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所長 浦山 洋一（以下「甲」という。）と、株式会社〇〇〇〇〇九州支社（以下「乙」という。）とは、災害時等における応急対策工事（排水ポンプ設備）の実施に関し、次のとおり協定する。

### 第1条 目的

本協定は、遠賀川河川事務所が直轄で管理する排水ポンプ設備に関わる災害や故障、不具合が発生した若しくは災害の発生が予想される場合、あらかじめ工事等の実施業者を定めておくことにより迅速かつ的確に応急復旧工事等を実施するための体制を確立するものであり、もって、災害の拡大防止と被害施設等の早期復旧に期することを目的とする。

### 第2条 工事の内容

1. 甲は災害が発生し、必要と認めるときは、災害状況に応じて乙に応急対策工事を要請することができるものとする。
2. 乙は前項の要請があった時は、特別な理由がない限り甲の指示により応急対策工事を実施するものとする。
3. 応急対策工事の主な内容は、遠賀川河川事務所管内の排水ポンプ設備に対する故障等の復旧とし、対象箇所は一覧表のとおりとする。

### 第3条 体制等の通知

1. 乙はあらかじめ災害時に備え、応急対策工事の体制について甲に書面により、通知するものとする。
2. 前項の体制等に著しい変動があった場合は、速やかに甲に書面により通知するものとする。

### 第4条 出動及び待機の要請

甲は乙に対し、応急対策工事のための出動及び待機を書面又は電話等により要請するものとする。

### 第5条 訓練

乙は、甲が主催または参加する防災訓練や操作訓練に、甲からの参加依頼があった場合には、参加するものとする。

### 第6条 契約の締結

甲の出動要請等があった場合には、速やかに工事請負契約を締結するものとする。

第7条 工事の指示

工事の直接の指示は、当該業務実施区間を担当する管理(担当)課長若しくは出張所長が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

第8条 工事の実施

1. 乙は、第4条に基づく出動要請があった場合は、直ちに出勤し、応急処置等の工事を実施するものとする。
2. 乙の現場責任者は、出勤後遅滞なく作業時間及び使用建設資機材等を管理(担当)課長若しくは出張所長に書面により報告するものとする。

第9条 有効期限

この協定の有効期限は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

第10条 協議

この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

第11条 雑則

この協定の証として、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成30年3月26日

甲 国土交通省 九州地方整備局  
遠賀川河川事務所長 浦山 洋一

乙 株式会社〇〇〇〇〇 九州支社  
支社長 〇〇 〇〇